

各位

川崎信用金庫

預金規定の一部改定について

当金庫では、別途ご案内しております未利用口座管理手数料の新設に伴い、普通預金規定など一部の預金規定を改定いたします。

改定内容につきましては下記をご覧ください。

記

1. 改定日

2021年11月1日(月)

2. 改定する規定

普通預金規定、無利息型普通預金規定、貯蓄預金規定、総合口座取引規定

3. 改定内容

- (1) 普通預金規定および無利息型普通預金規定は第16条、貯蓄預金規定は第17条、総合口座取引規定は第19条に、以下の条項を追加します。

(手数料)

(1) 未利用口座管理手数料

- ① 未利用口座管理手数料は当金庫が別途定める未利用口座が対象となります。
- ② この預金口座は、当金庫が別途定める条件に該当した場合には、未利用口座となります。
- ③ この預金口座が未利用口座となり、かつ残高が一定の金額を超えることがない場合には、当金庫はこの預金口座から、払戻請求書等によらず当金庫所定の方法・金額により、未利用口座管理手数料を引き落とします。
- ④ この預金口座の残高が未利用口座管理手数料に満たない場合、当金庫は、預金者に通知することなく、残高を未利用口座管理手数料に充当の上、この預金口座を解約することができるものとします。
- ⑤ 一旦引落としとなり、お支払いいただいた未利用口座管理手数料については、ご返却いたしません。
- ⑥ 解約された預金口座の再利用はできません。

(2) その他手数料

- ① この預金口座の取引に関する手数料が、改定もしくは新設された場合にも、当該手数料は当金庫所定の方法・金額により引落しいたします。
- ② 前項にかかわらず当該手数料の引落としができなかった場合、当金庫は当金庫所定の方法により預金口座を解約することができるものとします。

(2) 総合口座取引規定第14条(解約等)第4項に、以下の条項を追加します。

(4) この預金が、当金庫が別途表示する一定の期間預金者による利用がなく、かつ残高が一定の金額を超えることがない場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。また、法令に基づく場合にも同様にできるものとします。

以上